

資料 4

# 医療・介護資源調査について

令和4年5月26日  
地域医療課

# 1 調査の概要

## 目的

医療・介護資源の現状を経年的に把握することにより、練馬区における在宅療養の環境整備状況および在宅療養推進事業の現状と課題を把握し、施策に活かす。

---

## 頻度

3年に1回  
(平成29年度より調査開始、今回令和4年度で3回目)

---

## 位置づけ

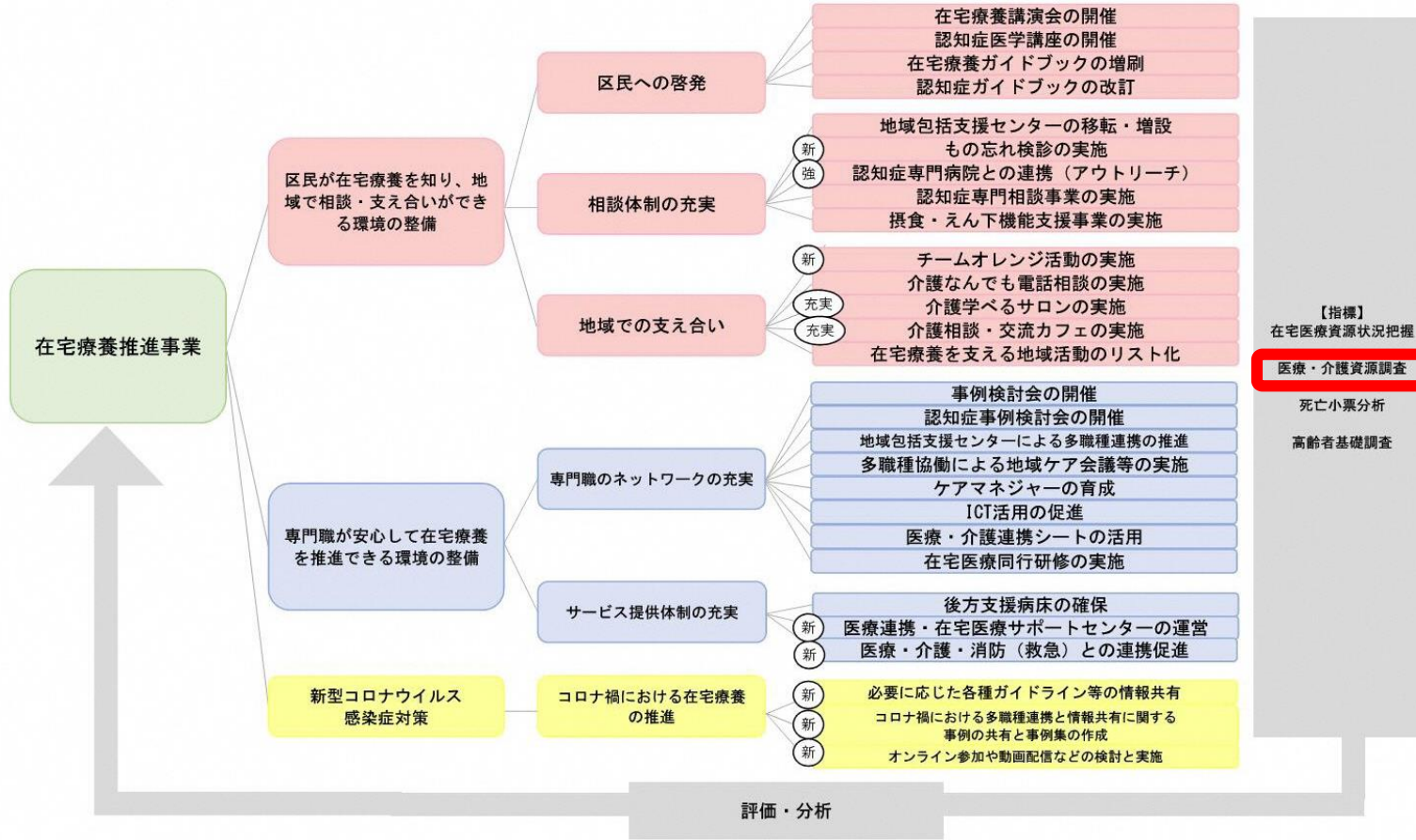
在宅療養推進事業「指標」に係る取り組み※の一つ

※ 在宅療養を取り巻く現状と経年的な変化を把握し、区民・事業者のそれぞれの状況と合わせて立体的に分析し、在宅療養推進事業の今後の方向性を検討する取り組み。

## 2 調査の位置づけ

### 練馬区在宅療養推進事業（令和3年度～令和5年度）

目標	高齢者等が在宅で安心して療養できる体制を構築する。
----	---------------------------



### 3 前回調査（令和元年度）概要

#### 調査対象

病院（地域連携室）（19）  
診療所（529）  
歯科診療所（451）  
薬局（311）  
訪問看護ステーション（64）  
居宅介護支援事業所（223）

---

#### 調査方法

郵送調査法（郵送配布・郵送回収）  
選択回答式および任意の自由記述式（所要時間10分程度）

---

#### 回収率

46.4%（全体）

## 4 前回からの変更点

### 調査対象

施設看取りが増加傾向にあるため、施設への調査を追加

---

### 調査項目

新興、再興感染症含む今後の施策のため、  
新型コロナウイルス感染症の影響についての質問を追加

---

## 5 新たに調査対象とする事業所

高齢者が自らのライフスタイルや医療・介護ニーズに合わせて選択し得る住まいが多様化しつつある現状に鑑み、令和4年度 医療・介護資源調査より新たに老人福祉法および高齢者住まい法を根拠法とする高齢者向け住まい、またはそれに準ずる（施設・居住系）サービスを提供する事業者を調査対象に加えることとする

### 調査対象：～令和元年度

- 病院（地域連携室）
- 診療所
- 薬局
- 訪問看護事業所
- 居宅介護支援事業所

### 調査対象：令和4年度

- 病院（地域連携室）
- 診療所
- 薬局
- 訪問看護事業所
- 居宅介護支援事業所

#### 追加対象

- 介護保険施設
  - ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
  - ・ 介護老人保健施設
- 特定施設入居者生活介護
  - ・ 有料老人ホーム（介護付き・住宅型）
  - ・ 軽費老人ホーム（都市型含む）
- 認知症対応型共同生活介護
- サービス付き高齢者向け住宅

# (参考) 高齢者向け住まいの概要

	①特別養護老人ホーム	②養護老人ホーム	③経費老人ホーム	④有料老人ホーム	⑤サービス付き高齢者向け住宅	⑥認知症高齢者グループホーム
根拠法	・老人福祉法第20条の5	・老人福祉法第20条の4	・社会福祉法第65条 ・老人福祉法第20条の6	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	入所者を養護すること目的とする施設	入居者を養護し、そのが自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	①入浴、排せつ又は食の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかとする事業を行う施設	状況把握サービス、生相談サービス等の福祉サービスを提供する住居	入浴、排せつ、食事等介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる介護保険	・介護福祉施設サービス	・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス				・認知症対応型共同生活介護
主な設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)
対象者	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著し障害があるために常時介護を必要とし、かつ、宅においてこれを受けことが困難なもの	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養を受けることが困難なもの	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、による援助を受けることが困難な60歳以上の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当す 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を けている60歳未満の者	要介護者/要支援者であって認知症である者の者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にる者を除く。）
1人当たり面積	10.65㎡	10.65㎡	21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦)など	13㎡(参考値)	25㎡ など	7.43㎡
件数※	7,865件 (H25.10)	953件 (H24.10)	2,182件 (H24.10)	8,499件 (H25.7)	4,555件 (H26.3.31)	12,124件 (H25.10)
定員数※	516,000人 (H25.10)	65,113人 (H24.10)	91,474人 (H24.10)	349,975人 (H25.7)	146,544戸 (H26.3.31)	176,900人 (H25.10)

※①・⑥→介護給付費実態調査(「定員数」の値については利用者数)、②・③→社会福祉施設等調査(基本票)、  
④→厚生労働省老健局調べ、⑤→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ

## 6 調査項目 1/4

既存調査からの追加対象・項目

質問項目		病院	診療所	歯科 診療所	薬局	訪問 看護	居宅 介護	施設等
基本情報	従業員(職種別)数等	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	利用実績・各種届出等	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ICT活用状況	ツール・連携職種等	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
提供サービス	外国人患者への対応状況	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	ACP-認知理解度・話し合い状況	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	患者の状態変化※への対応		✓	✓	✓		✓	
	看取り体制・実績		✓			✓		✓
	24時間対応状況 or 負担状況		✓		✓	✓	✓	✓
	サービス継続における負担軽減策		✓					
	将来(2028年/6年後)展望	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
在宅療養一般	在宅療養推進事業の認知度・評価	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	区民の在宅療養推進に必要なこと	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

※外来受診できなくなった場合等



## 6 調査項目 2/4

既存調査からの追加対象・項目

質問項目		病院	診療所	歯科診療所	薬局	訪問看護	居宅介護	施設等
多職種連携 (全般)	各職種との連携状況－現在・理想	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	・ 病棟看護師					✓	✓	✓
	・ 地域連携室					✓	✓	✓
	・ 診療所医師	✓		✓	✓	✓	✓	✓
	・ 歯科医師	✓				✓	✓	✓
	・ 訪問看護師	✓	✓	✓	✓		✓	✓
	・ 薬剤師	✓	✓			✓	✓	✓
	・ リハ専門職	✓		✓		✓	✓	✓
	・ ケアマネ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	・ 訪問介護	✓				✓	✓	✓
	・ 通所介護	✓					✓	✓
	・ 介護老人保健施設	✓					✓	✓
	・ 地域包括支援センター	✓				✓	✓	✓
・ 保健所・保健相談所			✓				✓	
・ 患者・家族の会	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	必要時にサービスが見つけれられるか	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
多職種連携 (退院時)	退院前カンファレンス参加状況	✓						
	在宅療養/施設移行時の情報共有		✓	✓	✓	✓	✓	✓
多職種連携 (入院時)	入院時－多職種からの情報提供	✓						
	入院時－病院への情報提供						✓	✓

## 6 調査項目 3/4

既存調査からの追加対象・項目

質問項目		病院	診療所	歯科 診療所	薬局	訪問 看護	居宅 介護	施設等
新型コロナウイルス 感染症による影響	在宅サービスへの需要変化							
	【直接的影響】 コロナ自宅療養者への対応有無		✓		✓	✓		
	【間接的影響】 患者/利用者の在宅療養への移行 における変化	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	入退院時調整・連携							
	【間接的影響】 退院時の連携への影響有無	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	【間接的影響】 入院時の調整・連携における 困難事例	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	日常の療養							
	【直接的影響】 サービス提供担当者のり患/濃厚 接触判定による提供サービス への影響事例	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	【直接的影響】 サービス利用者のり患/濃厚接触 判定による提供サービスへの 影響事例	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

## 6 調査項目 4/4

既存調査からの追加対象・項目

質問項目		病院	診療所	歯科 診療所	薬局	訪問 看護	居宅 介護	施設等
新型コロナウイルス 感染症による影響	日常の療養							
	【間接的影響】 提供サービスにおける影響有無 (感染拡大を受けた対策として)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	【間接的影響】 事業所内・事業所間の業務に おける影響	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	【間接的影響】 サービス・事業継続のために 取った対策	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

## 7 新型コロナウイルス感染症に係る追加調査項目について

## 7 追加調査項目の検討方針 1/2

新型コロナウイルス感染症が医療・介護の現場に与えた影響について、①サービス需要の変化 ②入退院調整・連携の場面 ③日常の療養の場面 の3つの観点から調査する。

新型コロナウイルス感染症が医療介護現場に与えた影響

### 在宅サービスへの需要

#### コロナの直接的な影響

- コロナ自宅療養者への対応有無 【診療所・訪看・薬局】
  - 延べ人数（R4年6月末時点）と重症度別の割合
  - 提供した在宅サービス－酸素投与/点滴/解熱剤投与/ステロイド投与/経過観察 等
  - サービス開始のきっかけ（選択式）
  - 他職種との連携（職種から複数選択式）
  - その他意見－良かったこと、課題となったこと等 第5波and/or第6波での状況を回答

### 入退院調整・連携

#### コロナの間接的な影響

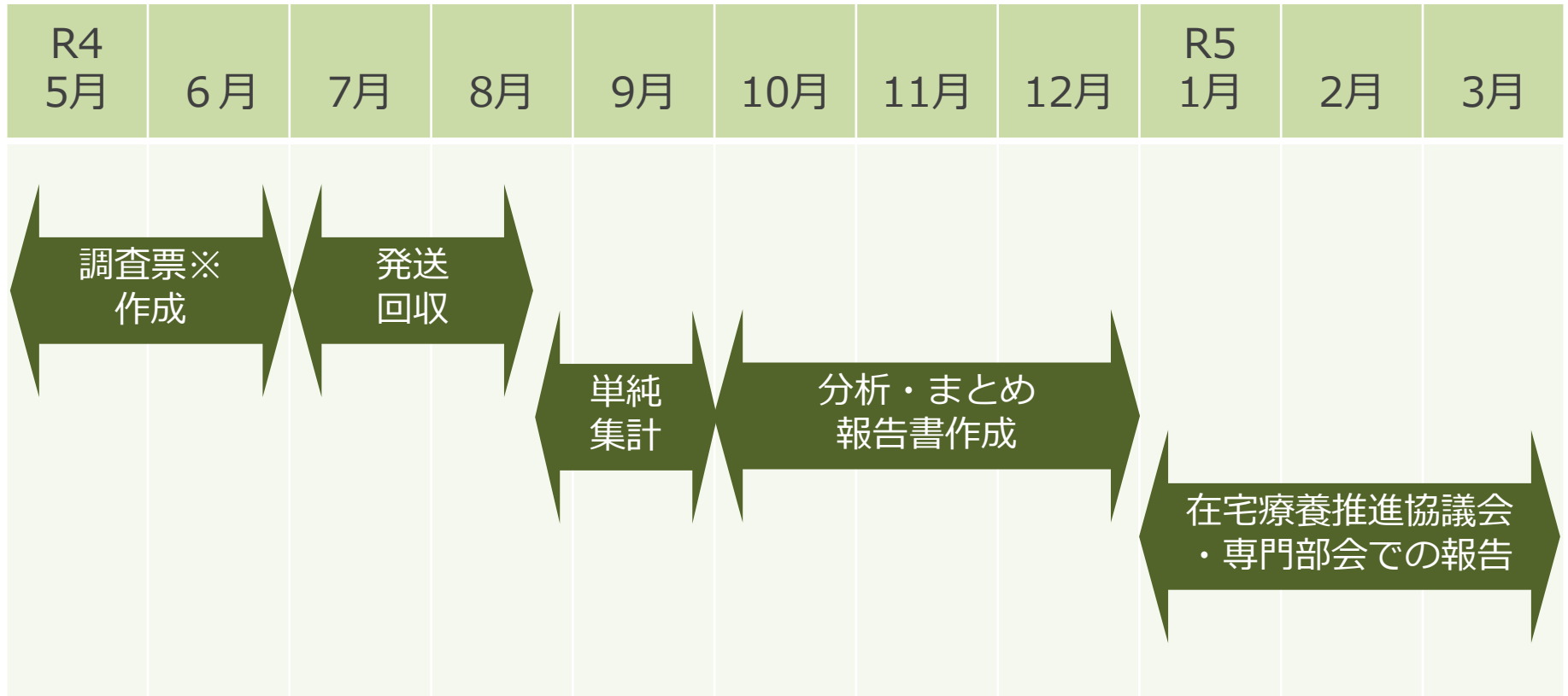
- 病院または施設等から在宅療養への移行における変化 【全調査対象】
  - 退院患者全体に占める在宅療養移行者－疾患・医療依存度/理由別の割合の変化（R2年1月末, R4年6月末の各時点）【地域連携室】
  - 利用者の変化 ①数 ②疾患・医療依存度（R2年1月末, R4年6月末の各時点）  
⇒変化へのコロナの影響があったか？＋その理由【診療所・歯科・訪看・薬局・居宅介護】
  - 在宅療養への移行希望人数の変化（R2年1月末, R4年6月末の各時点）  
⇒変化へのコロナの影響があったか？＋その理由【施設】
  - その他意見－良かったこと、課題となったこと等
- 退院時の連携 回答時点におけるコロナ禍全体通じての実績を回答
  - 退院時カンファレンスへの影響有無【地域連携室】  
⇒有の場合はその対策（選択式）
  - 退院調整への影響（退院先、退院後サービスの調整困難事例）有無【地域連携室】  
⇒有の場合はその内容と対策（選択式）
  - 病院からの移行患者/利用者に係る情報共有・連携への影響有無【地域連携室以外】  
⇒有の場合はその内容と対策（選択式）
- 入院時の調整・連携 第5波and/or第6波での状況を回答
  - 在宅療養患者・施設利用者の入院希望を断った事例の有無【地域連携室】  
⇒有の場合は月当たり人数, 他院への調整有無
  - 利用者の急変場面で、入院調整・連携困難な事例があったか【地域連携室以外】  
⇒有の場合は月当たり人数, 同一/他職種/他事業所等との連携有無

## 7 追加調査項目の検討方針 2/2

新型コロナウイルス感染症が医療・介護の現場に与えた影響について、①サービス需要の変化 ②入退院調整・連携の場面 ③日常の療養の場面 の3つの観点から調査する。

コロナが医療介護現場に与えた影響	日常の療養	コロナの直接的な影響	<p>第5波and/or第6波での状況を回答</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ サービス提供担当者のり患, 濃厚接触判定による提供サービスへの影響事例の有無 ⇒有の場合はその時期と内容・対策（選択式）【全調査対象】</li><li>■ サービス利用者のり患, 濃厚接触判定による提供サービスへの影響事例の有無 ⇒有の場合はその時期と内容・対策（選択式）【全調査対象】</li></ul>
		コロナの間接的な影響	<p>回答時点におけるコロナ禍全体通じての実績を回答</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 提供サービスにおける影響（感染拡大を受けた対策として）の有無【全調査対象】 ⇒有の場合はその内容－事業者判断によるサービス中止・訪問回数制限/利用者判断によるサービス中止・訪問回数制限/その他 ⇒サービス中止・訪問回数制限があった場合は利用者における変化が見られたか －ADL・IADL/認知機能/興味・関心・意欲/行動心理症状/身体疾患の症状/その他</li><li>■ 事業所間・内業務における影響（感染拡大を受けた対策として）の有無【全調査対象】 ⇒有の場合はその内容－サービス担当者会議/事業所内会議（申し送り等）/その他</li><li>■ サービス・事業継続のために取った対策【全調査対象】</li></ul>

## 8 スケジュール予定



※ 調査票（案）作成後、調査開始前に協議会ならびに  
専門部会委員の皆様にご助言を賜ります。